

草津市告示第299号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから同法第50条の2の規定に基づく廃止の届出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年6月25日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
神吉医院	草津市大路二丁目10番7号	令和8年3月31日

（令和8年6月25日揭示済み）

草津市告示第300号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療を担当する機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があったので、法第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和8年6月25日

草津市長 橋 川 渉

名称	所在地	廃止年月日
神吉医院	草津市大路二丁目10番7号	令和8年3月31日

（令和8年6月25日揭示済み）

草津市告示第301号

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和8年6月25日

草津市長 橋 川 渉

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援
補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、物価高騰に伴い、食材料費の負担が増えた市内に所在する保育所等を運営する事業者に対し、予算の範囲内において草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「保育所等」とは、次の各号に掲げる施設のうち、国、都道府県および市町村（特別区を含む。）以外の者が市内に設置し、運営する施設をいう。

- (1) 保育所 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する施設
- (2) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する施設のうち、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けた施設
- (3) 認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する施設
- (4) 地域型保育事業を行う施設 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業または同条第10項に規定する小規模保育事業を行う事業所であって、子ども・子育て支援法第29条第1項の確認を受けた施設

2 この要綱において「補助対象経費」とは、給食等の提供に要する食材料費であって、物価上昇に伴う価格の増加部分をいう。

（交付対象者等）

第3条 補助金の交付対象者は、令和8年4月1日時点で保育所等を経営する事業者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 物価高騰の影響により、食材料費に係る費用が上昇しているもの
- (2) 以下のア、イ、ウまたはエに該当するもの
 - ア 令和5年4月1日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを実施していないものまたは既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行ったもの
 - イ 以下の2点をいずれも満たすもの
 - (7) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの物価上昇に起因する給食費の値上げ相当分を、令和6年4月1日以降の給食費から減額

を行ったもの

- (イ) 令和6年4月1日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない、または既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行ったもの

ウ 以下の2点をいずれも満たすもの

- (ア) 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの物価上昇に起因する給食費の値上げ相当分を、令和7年4月1日以降の給食費から減額を行ったもの

- (イ) 令和7年4月1日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない、または既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行ったもの

エ 以下の2点をいずれも満たすもの

- (ア) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの物価上昇に起因する給食費の値上げ相当分を、令和8年4月1日以降の給食費から減額を行ったもの

- (イ) 令和8年4月1日以降、物価上昇に起因する給食費の値上げを行っていない、または既に徴収した値上げ相当分を保護者に返還を行ったもの

- (3) 令和5年4月1日時点と比較し、食事の質や量を下げることなく、給食の提供を行っているもの

- 2 補助金の交付対象となる期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの各月のうち、前項各号のいずれにも該当する月（月の途中において要件に該当しなくなった月を含む。以下「補助対象月」という。）とする。ただし、令和8年10月1日時点で食材料費価格高騰が収束し、保育所等が物価高騰の影響を受けないと市長が認める場合は、補助対象月の終期を令和8年9月末までとし、令和8年10月以降は補助対象月としない。

（補助金の額）

- 第4条 補助金の額は、別表に掲げる基準額と補助対象経費を比較していずれか少ない方の額とする。

（補助金の申請等）

- 第5条 補助金の交付を受けようとする事業者は、市長が別に定める期間内に規則第3条の補助金等交付申請書に草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金所要額算定調書（別記様式第1号）を添え、市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請は、次の各号に定める期間ごとに行うものとし、1施設につきそれぞれ1回限り各期間における補助対象月分の申請を行うことができる。ただし、第3条第2項ただし書に該当する場合、第2号の期間

に係る申請を行うことはできないものとする。

- (1) 令和8年4月1日から令和8年9月30日まで

- (2) 令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

- 3 規則第13条に規定する実績報告は、第1項の添付書類の提出によってなされたものとみなす。

（補助金の額の確定）

- 第6条 規則第6条の規定による決定の通知により、規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知をしたものとみなす。

（補助金の使途報告および調査）

- 第7条 市長は、規則第11条に基づき、補助金の交付の決定を受けた事業者（以下「補助対象事業者」という。）に対し、補助金の使途について報告を求め、または調査することができる。

- 2 補助対象事業者は、前項の規定により市長から報告または調査を求められたときは、これに協力しなければならない。

（補助金の取消しおよび返還）

- 第8条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定を取り消し、または既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 第3条第1項に掲げる要件を満たしていないことが判明したとき。

- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

- (3) 法令またはこの要綱に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定による取消しを行ったときは、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書（別記様式第2号）により通知するものとする。

- 3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金返還命令書（別記様式第3号）により、当該交付を受けた者に対し、その返還を命ずるものとする。

（消費税等仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第9条 補助対象事業者は、補助事業完了後に消費税等の申告により補助金に係る消費税等仕入れ控除税額（補助金額に含まれる消費税および地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）が確定した場合

（消費税等仕入れ控除税額が0円の場合を含む。）には、草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。なお、補助金に係る消費税等仕入れ控除税額があることが確定した場合には、当該消費税等仕入れ控除税額の全部または一部を返還しなければならない。

（受給権の譲渡または担保の禁止）

第10条 補助金の交付を受ける権利は、譲り渡し、または担保に供してはならない。

（その他）

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和8年6月25日から施行し、令和8年4月1日以降の事業から適用する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条から第9条までの規定については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	基準額
幼稚園利用者（第2条第1項第2号に規定するものに限り）	413円×補助対象月数×利用児童数
副食費徴収免除加算対象者	262円×補助対象月数×利用児童数
上記以外	862円×補助対象月数×利用児童数

備考 利用児童数について、原則令和8年4月1日時点のものとしますが、それにより難しい場合は、過去の実績等を勘案して推計値を用いることとし、根拠資料を申請に添付すること。ただし、副食費徴収免除加算対象者となる利用児童数については、令和8年4月1日から令和8年9月30日までの期間に係る申請時には令和8年4月1日時点のものとし、令和8年10月1日から令和9年3月31日までの期間に係る申請時には令和8年10月1日時点のものとします。

別記

様式第1号（第5条第1項関係）

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金所要額算定調査書

施設名

補助金所要額

区分	単価 ①	補助対象 月数②	利用児童数 ③	基準額 ④ ①×②×③
(1)幼稚園利用者				
(2)副食費徴収免除対象者				
(3)上記以外				
合計				

補助対象経費⑤	補助所要額⑥ ④と⑤を比較して少ない方の額	補助金申請額⑦

（注）

- (1) ②欄には、令和8年4月1日から令和8年9月30日までまたは令和8年10月1日から令和9年3月31日までの期間における補助対象月数を記載してください。
- (2) ③欄には、原則令和8年4月1日時点のものを記載してください。なお、それにより難しい場合は、過去の実績等を勘案して推計値を用いることとし、根拠資料を添付してください。
- ただし、副食費徴収免除対象者区分における③欄には、令和8年4月1日から令和8年9月30日までの期間における申請時には、令和8年4月1日時点のものを記載し、令和8年10月1日から令和9年3月31日までの期間における申請時には、令和8年10月1日時点のものを記載してください。

様式第2号（第8条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した補助金については、草津市補助金等交付規則第17条第1項および草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、次のとおり交付決定の（一部・全部）を取り消しましたので通知します。

記

決 定 の 区 分	一部取消し	全部取消し
交付決定額		円
取消し金額		円
取消し後交付決定額		円
取消しの理由		

様式第3号（第8条第3項関係）

第 号
年 月 日

様

草津市長

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金返還命令書

年 月 日付け第 号で取り消した補助金については、草津市補助金等交付規則第18条および草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり返還を命じます。

記

返還すべき金額	円
返還期限	年 月 日
返還を命ずる理由	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

草津市長 宛

法人所在地

法 人 名

施設所在地

施 設 名

代 表 者 印

草津市保育所等食材料費価格高騰対策支援補助金に係る消費税および地方消費税仕入控除税額報告書

育所等 年 月 日付け第 号で交付決定した補助金について、草津市報告しま食材料費価格高騰対策支援補助金交付要綱第9条の規定に基づき、次のとおり報

記

- 1
額の確定額
円
- 2
消費税等の申告により確定した消費税等仕入控除税額（要補助金返還相当額）
円
- 3
添付資料
消費税および地方消費税仕入控除税額の積算内訳等

（令和8年6月25日揭示済み）

草津市告示第302号

草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年6月26日

草津市長 橋 川 渉

草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱の一部を改正する要綱

草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱（平成18年草津市告示第97号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後			改正前		
第 1 条～第 1 1 条　《現行どおり》 別表第 1 （第 2 条関係）			第 1 条～第 1 1 条　《省略》 別表第 1 （第 2 条関係）		
種目	対象者	性能等	種目	対象者	性能等
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
チューブ型包帯	皮膚疾患群に罹患しており、軽微な外力により水疱やびらんを生じ、皮膚障害を起こすことがある者	外力から皮膚を保護できるもの	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
別表第 2 （第 7 条第 1 項関係）			別表第 2 （第 7 条第 1 項関係）		
種目	限度額	耐用年数	種目	限度額	耐用年数
《現行どおり》	《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》	《省略》
チューブ型包帯	1 7 0 , 5 0 0	＝	《改正後に新設》	《改正後に新設》	《改正後に新設》
別記様式第 1 号～別記様式第 7 号　《現行どおり》			別記様式第 1 号～別記様式第 7 号　《省略》		

付 則

（施行期日）

- この要綱は、公布の日から施行する。
- 改正後の草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱の規定は、令和8年4月1日以後に利用申請があったものに係る費用の徴収について適用し、同日前に利用申請があったものに係る費用の徴収については、なお従前の例による。

（令和8年6月26日揭示済み）

草津市告示第303号

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和8年6月30日

草津市長　橋　川　渉

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実施要綱（令和2年草津市告示第327号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第1条～第4条　＜現行どおり＞ （事業内容）	第1条～第4条　＜省略＞ （事業内容）

改正後	改正前																																												
第5条 《現行どおり》 2 送迎の回数の算定に当たっては、対象者の自宅<u>または自宅以外（医療的ケアに対応できる看護師が配置されている短期入所施設および通所施設に限る。）</u>と滋賀県立特別支援学校間の片道を1回とし、対象者1人当たり年間12回（キャンセルの場合を除く。）までとする。<u>ただし、滋賀県が対象者ごとに上限回数を別途定めた場合は、この限りではない。</u> 3 《現行どおり》 第6条～第9条 《現行どおり》 （委託料の支払） 第10条 受託事業者は、毎月10日までに前月の委託業務の実績を取りまとめ、草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業請求書（別記様式第4号）<u>および実績報告書（訪問看護事業所用）（別記様式第5号）もしくは実績報告書（運送事業者用）（別記様式第6号）またはこれに代わる書類</u>を提出するものとする。 2～3 《現行どおり》 第11条 《現行どおり》 別表（第10条関係） 受託事業者に支払う経費 (1) 児童の送迎に係る看護師の派遣単価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td><td>1回 <u>14,200円</u></td></tr> <tr> <td>《現行どおり》</td><td>《現行どおり》</td></tr> </tbody> </table> (2) 医療的ケア児および看護師の送迎単価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（事業所から出発し、当該事業所に帰着するまでの時間）</td><td></td></tr> <tr> <td>30分以内</td><td>1回 <u>2,560円</u></td></tr> <tr> <td>30分超1時間以内</td><td>1回 <u>5,120円</u></td></tr> <tr> <td>1時間超1時間30分以内</td><td>1回 <u>7,680円</u></td></tr> <tr> <td>1時間30分超2時間以内</td><td>1回 <u>10,240円</u></td></tr> <tr> <td>2時間超2時間30分以内</td><td>1回 <u>12,800円</u></td></tr> <tr> <td>2時間30分超3時間以内</td><td>1回 <u>15,360円</u></td></tr> </tbody> </table> 備考 1 医療的ケア児および看護師の送迎単価が3時間を超えた場合は、30分毎に<u>2,560円</u>を<u>15,360円</u>に加算する。	項目	単価	基本額	1回 <u>14,200円</u>	《現行どおり》	《現行どおり》	項目	単価	（事業所から出発し、当該事業所に帰着するまでの時間）		30分以内	1回 <u>2,560円</u>	30分超1時間以内	1回 <u>5,120円</u>	1時間超1時間30分以内	1回 <u>7,680円</u>	1時間30分超2時間以内	1回 <u>10,240円</u>	2時間超2時間30分以内	1回 <u>12,800円</u>	2時間30分超3時間以内	1回 <u>15,360円</u>	第5条 《省略》 2 送迎の回数の算定に当たっては、対象者の自宅と滋賀県立特別支援学校間の片道を1回とし、対象者1人当たり年間12回（キャンセルの場合を除く。）までとする。 3 《省略》 第6条～第9条 《省略》 （委託料の支払） 第10条 受託事業者は、毎月10日までに前月の委託業務の実績を取りまとめ、草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業<u>実績報告書兼</u>請求書（別記様式第4号）を提出するものとする。 2～3 《省略》 第11条 《省略》 別表（第10条関係） 受託事業者に支払う経費 (1) 児童の送迎に係る看護師の派遣単価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基本額</td><td>1回 <u>14,000円</u></td></tr> <tr> <td>《省略》</td><td>《省略》</td></tr> </tbody> </table> (2) 医療的ケア児および看護師の送迎単価 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>単価</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（事業所から出発し、当該事業所に帰着するまでの時間）</td><td></td></tr> <tr> <td>30分以内</td><td>1回 <u>2,490円</u></td></tr> <tr> <td>30分超1時間以内</td><td>1回 <u>4,980円</u></td></tr> <tr> <td>1時間超1時間30分以内</td><td>1回 <u>7,470円</u></td></tr> <tr> <td>1時間30分超2時間以内</td><td>1回 <u>9,960円</u></td></tr> <tr> <td>2時間超2時間30分以内</td><td>1回 <u>12,450円</u></td></tr> <tr> <td>2時間30分超3時間以内</td><td>1回 <u>14,940円</u></td></tr> </tbody> </table> 備考 1 医療的ケア児および看護師の送迎単価が3時間を超えた場合は、30分毎に<u>2,490円</u>を<u>14,940円</u>に加算する。	項目	単価	基本額	1回 <u>14,000円</u>	《省略》	《省略》	項目	単価	（事業所から出発し、当該事業所に帰着するまでの時間）		30分以内	1回 <u>2,490円</u>	30分超1時間以内	1回 <u>4,980円</u>	1時間超1時間30分以内	1回 <u>7,470円</u>	1時間30分超2時間以内	1回 <u>9,960円</u>	2時間超2時間30分以内	1回 <u>12,450円</u>	2時間30分超3時間以内	1回 <u>14,940円</u>
項目	単価																																												
基本額	1回 <u>14,200円</u>																																												
《現行どおり》	《現行どおり》																																												
項目	単価																																												
（事業所から出発し、当該事業所に帰着するまでの時間）																																													
30分以内	1回 <u>2,560円</u>																																												
30分超1時間以内	1回 <u>5,120円</u>																																												
1時間超1時間30分以内	1回 <u>7,680円</u>																																												
1時間30分超2時間以内	1回 <u>10,240円</u>																																												
2時間超2時間30分以内	1回 <u>12,800円</u>																																												
2時間30分超3時間以内	1回 <u>15,360円</u>																																												
項目	単価																																												
基本額	1回 <u>14,000円</u>																																												
《省略》	《省略》																																												
項目	単価																																												
（事業所から出発し、当該事業所に帰着するまでの時間）																																													
30分以内	1回 <u>2,490円</u>																																												
30分超1時間以内	1回 <u>4,980円</u>																																												
1時間超1時間30分以内	1回 <u>7,470円</u>																																												
1時間30分超2時間以内	1回 <u>9,960円</u>																																												
2時間超2時間30分以内	1回 <u>12,450円</u>																																												
2時間30分超3時間以内	1回 <u>14,940円</u>																																												

改正後	改正前
2 当日のキャンセル等事業者の責めに帰すことのできない事由があった場合は、看護師の派遣単価は基本額相当額を、送迎単価は過去の実績または想定されていた時間での区分に相当する額を、キャンセルによる費用として支払うものとする。 3 <現行どおり> 別記様式第1号～別記様式第3号 <現行どおり> 様式第4号（第10条関係） （別添1－1のとおり） <u>様式第5号（第10条関係）</u> （別添2のとおり） <u>様式第6号（第10条関係）</u> （別添3のとおり）	2 当日にキャンセルがあった場合は、看護師の派遣単価は基本額相当額を、送迎単価は過去の実績または想定されていた時間での区分に相当する額を、キャンセルによる費用として支払うものとする。 3 <省略> 別記様式第1号～別記様式第3号 <省略> 様式第4号（第10条関係） （別添1－2のとおり） <改正後に新設> <改正後に新設>

付 則

この要綱は、令和8年6月30日から施行し、令和8年度の事業から適用する。

別添1－1

様式第4号（第10条関係）
（あて先） 草津市長 宛

年 月 日

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業請求書

法人所在地
法人名
法人代表者名

草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業に係る委託料について、次のとおり請求します。
（ 年 月分、医療的ケア児氏名： ）

請求額
（請求内訳）

訪問看護費

基 本 人・ 回 × 円／回 = 円
加 算 人・ 回 × 円／回 = 円

運送等用

30分以内 回 × 円／回 = 円 大型車加算 回 × 円／回 = 円
30分超1時間以内 回 × 円／回 = 円 回 × 円／回 = 円
1時間超1時間30分以内 回 × 円／回 = 円 回 × 円／回 = 円
1時間30分超2時間以内 回 × 円／回 = 円 回 × 円／回 = 円
2時間超2時間30分以内 回 × 円／回 = 円 回 × 円／回 = 円
2時間30分超3時間以内 回 × 円／回 = 円 回 × 円／回 = 円
①乗30分を超過する毎に加算 回 × 円／回 = 円 回 × 円／回 = 円

上記の支払は、以下の口座に振り込んでください。

金融機関名										
支店名										
口座番号	普通	・	当座							
フリガナ										
口座名義										

（備考）
添付書類 実績報告書（別添）

別添1－2

様式第4号（第10条関係）
草津市医療的ケア児童生徒の通学に係る保護者支援事業実績報告書兼請求書

草津市長 宛

請求額 円

1. 事業実施分
（内訳）

年	月分	円
様×	回×@	円
様×	回×@	円
様×	回×@	円

実施日	児童氏名	送迎区間	所要時間	（看護）ケア内容 （運送）看護事業所名
			分	
			分	
			分	
			分	
			分	

2. 当日キャンセル分
（内訳）

年	月分	円
様×	回×@	円
様×	回×@	円

依頼日	児童氏名	キャンセル確認方法	キャンセル確認者

上記のとおり請求します。

年 月 日

請求事業者

事業所名および住所
（所在地）
電話番号
代表者氏名

振込先

金融機関名	本店・支店・出張所	
預金種目	普通・当座・（ ）	口座番号
フリガナ		
口座名義		

別添2

様式第5号（第10条関係）

実績報告書（訪問看護事業所用）

事業所名	
送迎年月	

1 利用対象者

氏 名	
送迎先	養護学校
住 所	草津市

2 送迎実施記録

実施日	送迎区間	所要時間	運送事業所	医療的ケアの内容	担当者
例 1 日	事業所→自宅→ 学校→事業所	始… 7:30 終… 8:12 42分	〇〇	☒ 吸引 ☐ 吸入 ☐ 呼吸器管理 ☐ その他（ ） ☐ なし	〇〇
		始… : 終… : 分		☐ 吸引 ☐ 吸入 ☐ 呼吸器管理 ☐ その他（ ） ☐ なし	
		始… : 終… : 分		☐ 吸引 ☐ 吸入 ☐ 呼吸器管理 ☐ その他（ ） ☐ なし	
		始… : 終… : 分		☐ 吸引 ☐ 吸入 ☐ 呼吸器管理 ☐ その他（ ） ☐ なし	
		始… : 終… : 分		☐ 吸引 ☐ 吸入 ☐ 呼吸器管理 ☐ その他（ ） ☐ なし	
		始… : 終… : 分		☐ 吸引 ☐ 吸入 ☐ 呼吸器管理 ☐ その他（ ） ☐ なし	

別添3

様式第6号（第10条関係）

実績報告書（運送事業者用）

事業所名	
送迎年月	

1 利用対象者

氏 名	
送迎先	養護学校
住 所	草津市

2 送迎実施記録

実施日	送迎区間	所要時間	訪問看護事業所	送迎実施者
例 1 日	事業所出発→訪問看護→ 自宅→ 学校→訪問看護→事業所帰着	始… 7:00 終… 8:42 102分	〇〇	〇〇
		始… : 終… : 分		
		始… : 終… : 分		
		始… : 終… : 分		
		始… : 終… : 分		
		始… : 終… : 分		

（令和8年6月30日揭示済み）

草津市告示第304号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第1項および草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例（昭和30年草津市条例第5号）第2条第1項の規定により、令和7年度の予算の収入・支出状況、市債の状況および市有財産の状況をここに公表する。

令和8年7月1日

草津市長 橋 川 渉